

残暑お見舞い申し上げます



「浴衣の少女」画・渡辺 和恵

2012-8
浴衣

◆ 特集

- ・ 憲法特集
安倍内閣、戦争参加に
方針転換

◆ 事件・活動のご紹介

- ・ 交通事故と任意保険
- ・ 相続ミニ知識
- ・ B型肝炎相談案内

◆ 友の会活動

- ◆ 弁護士近況
- ◆ 事務所短信

第34号
2014.8

発行 きづがわ共同法律事務所友の会

〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1丁目9番19号（酒井家ビル1号館）

TEL：06-6633-7621 FAX：06-6633-0494

<http://www.kizugawa-law.jp/>



安倍内閣、戦争参加に方針転換！ 憲法 9 条の解釈変更の暴挙！！

これまで憲法違反とされていた集団的自衛権の行使について、安倍内閣は 7 月 1 日の臨時閣議で解釈を変更することを決めました。日本が他国の戦争にかかわる道を開いたこととなります。何が変わるのか、どこが危険なのかを考えてみましょう。

1

Q 安倍首相は集団的自衛権で日本国民を守ると言っていますが本当ですか？

A 「集団的自衛権」とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止すること」（1972 年政府解釈）です。これと対置される「個別的自衛権」は、「自

国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとること」です。

集団的自衛権の根拠として、国連憲章 51 条が挙げられますが、国際連合は、二度の世界大戦を経て「戦争は違法」と定め、それでも違法な武力攻撃が発生した場合は、「国連が国際社会を代表して、非軍事的措置及び最終的には軍事的強制措置によってこれを排除し、国際の平和と安全を確保する（集団安全保障）」と定めたのに、それでは足りないとしてアメリカの強い提案によって挿入され、これまで、ベトナム戦争、アフガニスタン戦争などの内戦への介入・侵略戦争の口実にされてきました。

つまり、「集団的自衛権」とは、他国のために、他国といっしょに、武力行使することです。「自国の自衛のため」ではなく、「日本国民を守るため」に必要なものではありません。

2

Q 憲法 9 条の下でも集団的自衛権が行使できるのですか？

A 侵略戦争に対する反省を踏まえ、憲法 9 条は戦争を放棄し戦力を持たないことを定めており、憲法上集団的自衛権の行使が認められる余地はありません。

ただ、国連憲章が集団的自衛権を認めているため、

両者の関係が問題とされてきました。

政府はこれまで「国際法上集団的自衛権を保有しているが、憲法 9 条の下で許される自衛権の行使は、わが国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまり、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるので憲法上許されない。」と説明してきました。安倍政権は、従来の見解を否定し、憲法改正手続きによらずに憲法 9 条の内容を変えようとしているのです。

万一、国際情勢の変化に伴い集団的自衛権を行使できるようにすべきであるとするなら、憲法改正手続きを踏むのが筋であり、時の政府の解釈で集団的自衛権の行使を認めることは憲法 9 条に違反します。

3

Q 7月1日の政府閣議決定では、武力行使について「新3要件」で歯止めをかけると言っていますが信用できるのでしょうか。

A 従来の政府解釈は、自衛権発動の要件として「我が国に対する急迫不正の侵害があること」などの正当防衛の要件と同じような3要件をあげており、これが海外での武力行使への歯止めとなっていました。しかし「新3要件」では「我が国に対する武力攻撃のみならず

密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し」と歯止めが外されています。政府は我が国の存立が脅かされたり、国民の権利が根底から脅かされる明白な危険がある場合に限るとしていますが、これらを判断するのは時の政府です。そもそも憲法9条という最大の歯止めをはずそうとしている勢力に、歯止めなど期待できません。

4

Q 政府は「グレーゾーン」事態を検討すると言っていますが、「グレーゾーン」とは何ですか？

A 集団的自衛権をめぐる議論のなかで、「グレーゾーン」という事例が持ち出されました。よく出される例は「日本の離島に武装集団が不法に上陸してきた場合」海上保安庁や警察では対応できず、外部からの武力攻撃とまで言えないから自衛隊も出動できないというもの

です。しかし、自衛隊法には治安出動の規定があり、一般警察では対応できない場合、首相が自衛隊の出動を命じられるとされています。

自民党が提示するグレーゾーンの事例は、このように、いずれも現行法により対応でき、グレーゾーンは存在しないと言えます。

松元ヒロ平和ライブ in あべの with ジャーナリスト西谷文和

日時 2014年10月17日(金)午後6時30分開演
会場 阿倍野区民センター小ホール
参加費 前売り1500円(座席指定)要申込
主催 松元ヒロ平和ライブ実行委員会

きづがわ友の会も実行委員会に参加しており、友の会の会員特典として会員さまの申込みについては、先着40名様に前売り券を500円でおわけいたします。

詳しくは同封のビラをご覧ください



SUMA × SUMA

須磨寺・須磨離宮公園

に行きました



友
の
会

5月31日に、源平ゆかりの古刹「須磨寺」を訪問。源平の庭や敦盛塚を見学し歴史ロマンに思いをはせました。その後、須磨寺から離宮公園へ。木陰の馬車道を進んだ先に広大なバラ園がありました。大階段から見おろす満開のバラは絶景でした。この日は初夏を通り越し真夏の陽気でしたが、その分バラが鮮やかに輝いて見えました。



きづがわ塾 課外授業 3.3

裁判員裁判法廷傍聴

弁護士 岩田 研二郎

昨年から始めました裁判員裁判傍聴企画ですが、3回目を3月3日に実施いたしました。参加者に事件内容を説明したうえで、午後からの法廷を傍聴しました。精神的に不安定な中年の息子さん自身が自暴自棄となり、同居の実母を傷つけた殺人未遂事件で、被害者のお母さん自身が許してやってほしいと裁判員にお願いするという異例の展開となりました。休廷時間にはいろいろな質問にお答えしたり、参加者から感想などもうかがいました。

みなさん、普段テレビなどでみるものと違い、本物の刑事裁判に関心をもたれたようです。

また来年春に実施する予定ですので、ご参加ください。

2.7 新春のつどい



早川光俊弁護士によるミニ講演「市民共同発電所の取り組みと地球温暖化・原発問題」と、事務所有志による相続税の増税問題等をテーマにした「税・税・税(じゅ・じゅ・じゅ)の話」の寸劇を行いました。



きづがわ塾

2.25
「知っておきたい遺言の知識」
横山精一弁護士



5.13 「災害時の避難や社会的孤立を防ぐための個人情報活用！」青木佳史弁護士

出張 きづがわ塾 in 住吉民主診療所

弁護士 古本 剛之

6月7日、住吉民主診療所において、南大阪医療生協と共催で出張きづがわ塾「人生の最後を安心しておくるためにおきたいいくつかのこと」を開催しました。

弁護士による「相続・遺言」「成年後見制度」についての講義、大阪・やすらぎ支援の会による「葬送文化」についての講演を行いました。「親が認知症になったらどうするか?」といった場合の法律問題や「葬儀費用の目安は?」といった誰もが最後は関わることになる葬儀の話に、皆さん熱心に耳を傾けておられ、質問も活発に出ました。24名の方にご参加いただき、盛況に終えることができました。

続いて、加賀屋診療所(住之江)、西成民主診療所・こつまの里(西成区)でも開催され好評でした。

今後も各地で開催しますので、ぜひご参加下さい。

会員さん訪問 石谷 ひさ子さんに聞きました

石谷ひさ子さんは、日本共産党あべの区市民相談部長として、阿倍野区元町5-7にある石谷ひさ子事務所で、相談活動をされています。きづがわ友の会の運営委員でもあります。本日は、石谷ひさ子さんの実像に迫ります。



インタビュー：井上弁護士



■ご出身はどちらですか。

大阪市生野区です。

■阿倍野区とのかかわりはいつからですか。

西成区出身の夫と結婚して、阿倍野区に住み始め、子ども3人を育ててきました。阿倍野区にはもう24年間暮らしています。

■これまでではどんなお仕事をされてきたのですか。

主婦だったり、団体で事務をしたりしていました。西成労働福祉センターで数年働いたこともあります。ここでの仕事は自分の心の中にとっても印象深く残っています。

仕事ではありませんが、小学生の子どものスポーツクラブの保護者会でいろいろな方と出会い、協力しているいろいろな問題を調整していった経験は、今の活動にも大いに役立っているなあ、と感じています。

■今はどんな活動をされているのですか。

阿倍野区にある事務所では生活相談、行政相談、人生相談など地域の方の悩みをお聞きし、お手伝いできることをしています。行政にかけあったり、いろいろ調べて解決法と一緒に探り出したり、法律事務所への相談を勧めたり、あるいはただただお話を聞いて共感したり、といった感じです。街頭に立ってマイクを持っての政治演説もしています。

■今のような活動をすると決意するのは大変だったのではないですか。

求められた時に、断る理由もないなあ、と思い決断しました。

■そのように自然に受け入れられたということは、機が熟していたのでしょうか。

どうなんでしょうか。消極的に聞こえると申し訳ないです。

■何か健康維持の秘訣はありますか。

私はとくに運動や趣味などはしていませんが、丈夫に生まれついたのか、辛い寝込むことなどなく健康に暮らしています。忙しくていろいろ考え悩んでいる暇がないので、ストレスがたまりにくいのかもかもしれません。

■人生のモットーはありますか。

1回りの人生なので、悔いのないように生きたいと思っています。

そして人にもそうしてほしいと思っています。若い人が犯罪や非行にはして人生を台無しにしていく話を聞くと胸が痛みます。自己責任といわれますが本当にそうでしょうか。人が人として生まれて悔いのない人生を歩めるような社会を創っていくのが大人の責任だと、私は思っています。今の活動がそうした社会を創るのに少しでも役にたてばうれしいです。

■今日はありがとうございました。

石谷ひさ子さんは大工の夫と結婚以来24年間、夫のお弁当作りで毎朝が始まるそうです。弁当作って24年!すごいですね。

小南かおるさんが逝去されました



友の会運営委員としてお力添えいただいていた小南かおるさんが、昨年12月26日突然おなくなりになりました。

長い間、阿倍野区の皆さんに献身された立派な方でした。

早すぎる旅立ちは痛ましく残念です。心よりご冥福をお祈り致します。

大阪市立科学館に行きます!

フラネタリウム

10月4日(土)

今後のきづがわ塾

9月26日(金) 午後6時～

意外と知らない
刑事事件

講師 弁護士 宮本 亜紀

11月26日(水) 午後6時～

内縁って、法律上の夫婦と
どうちがう?

講師 弁護士 峯田 和子

今後の出張きづがわ塾

9月27日(土)【大正民主診療所】

9月27日(土)【みなと生協診療所】

10月 4日(土)【大阪きづがわ医療福祉生協本部
なにわ会館】

〈お申込み・お問い合わせ〉は同封のビラをご覧ください

申し上げます



原点回帰 弁護士 森 信雄

息子が自立し、夫婦二人の生活が始まった。思い出すのが修習地・福岡での生活である。人情味溢れる開放的な街で、魚も酒（焼酎）も美味しい。短期間であったが「第三の故郷」である。「辛子明太子を弁当のおかず毎日入れるのは、家計的に結構大変だった。」と妻から聞かされたのは後のことである。原点に立ち返ることは時に郷愁を伴うが、これからの人生のささやかな支えにもなる。

新たな夏の祈り 弁護士 青木 佳史

毎年8月が来るたびに、あの戦争におもいを寄せ、この1年何ができたか、忘れることはなかったかを戒めつつ、祈りを捧げています。今年の8月は一層の戒めとともに、首相の愚挙に流されない私たちの日々の活動を誓うものとなりました。

バレエの発表会 弁護士 井上 洋子

6月にクラシックバレエの発表会がありました。3歳から18歳までのびちびちと愛らしい乙女生徒の中、平均年齢54歳という7名の姥生徒が組を作って踊りました。筋骨維持のために習い始めて6年間、トウシューズでどうにか立てるようになりました。仕事が忙しく、週1回の練習も行けないことがしばしば、という条件の下でこぎつけた発表会でした。ドーランの舞台化粧、チュールのふわふわ衣裳、キラキラティアラ。肌やスタイルの衰えとのギャップが無気味な異次元です。「バレエになってたよ」「頑張ってるう」という姥にとっては十分な賛辞をいただき、「美」を担うことはできなくても、最底辺であっても、バレエというあこがれの世界に属していることが嬉しい姥の乙女心です。

儲ければ何でもいいのか

弁護士 増田 尚

規制緩和、成長戦略と言いながら、出てくるのは、カジノ、ホワイトカラーエグゼンプションなど、他人の不幸と犠牲の上に利益をむさぼろうとする施策ばかり。儲ければ何でもいいのかというむきだしのグローバリズムの波が日本を覆い尽くそうとしています。一方で、一生涯を不安定・低賃金でこき使おうとした派遣法改悪の企みが頓挫。反グローバリズムの第一歩としたところですね。

10年を超えて 弁護士 古本 剛之

弁護士になってから、10年が過ぎました。早かったような、長かったような10年です。中国残留邦人（孤児）国家賠償事件やB型肝炎訴訟事件などの大きな事件から、個人の日常問題の事件まで、様々な事件があり、どれも思い出深いものとなっています。弁護士になったばかりの頃は、どんな小さな事件でも新鮮で、必死に取り組み一喜一憂していました。初心を忘れずに、今後も1つ1つの事件を大切に、しっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

テレビを買って 弁護士 峯田 和子

実は足かけ10年程、テレビのない生活を送ってきた。「このままでは文化水準が下がる(?)」と一念発起してテレビアンテナを設置してからも1年以上テレビを買う間がなく、我が家のアンテナは虚しく電波を拾っていた。先日、「このままではいかん」と遂にテレビを買ってみた。相変わらずテレビの前に座っている時間はないけれど、テレビの歌のお兄さんと一緒に踊る子どもを見るのも、心癒されるなかなか良いものです。

住民として生きる 弁護士 宮本 亜紀

新しい住居に移りましたが、職場と自宅の往復ばかりで、住む町の良さを知らないではもったいないと気づきました。とりあえず市立図書館に行ってみたら、映画のDVDが借りられるなど住民サービスが充実していて嬉しくなりました。最近は夜に散歩して、美味しそうなお店などを探すのも楽しみです。歴史が豊かで桜や紅葉が美しい公園など名所もあるらしく、市政だよりや市議団ニュースもちゃんと読んで、この町を好きになろうと思ひました。



残暑お見舞い

はじめまして



弁護士 山本 弘喜

今年1月から法テラスの弁護士として当事務所で養成中の山本弘喜と申します。現在は弁護士として働けることの幸せを噛み締めつつ、悪戦苦闘の毎日です。

残り4ヶ月ですが、よろしくお願い致します。

「ヒットラーが帰ってきた」

弁護士 小林 保夫

表題の「ヒットラーが帰ってきた」という小説がドイツで130万部という大ベストセラーになり、また世界中で読まれているそうです。2011年8月30日、ベルリンでヒットラーが突然眠りから覚め、マスコミの寵児になるという風刺小説です。

私は、安倍首相こそ、小選挙区制と政党助成金で自民党を牛耳り、「合法的に」独裁政権をうち立て、数を恃んで解釈改憲というクーデターを遂行した、まさにヒットラーを地でいっているのではないかという強い恐怖を禁じることができません。

しかし、さいわい国民の圧倒的多数は、安倍の解釈改憲、集団的自衛権行使というクーデターを支持していません。

この国民のみなさんに依拠して、安倍のクーデターを失敗に終わらせるよう頑張りましょう。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ旅行

弁護士 鈴木 康隆

私は、今年の5月にバルカン半島のクロアチア、スロベニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナを旅行してきました。これらの国は、1990年まではユーゴスラビアという一つの国でしたが、ソ連の崩壊によって解体し、それとともに悲惨な内戦が繰り広げられました。ボスニア・ヘルツェゴヴィナの街角のビルには、内戦後20年以上が過ぎた今もなお銃弾の痕が残っていました。

このボスニアの中心都市サラエボで、1914年6月28日オーストリアの皇太子夫妻が暗殺され、それが契機となって第一次世界大戦が起こりました。今年は、それから100年となります。安倍内閣が憲法9条の解釈を変更して集団的自衛権を容認する閣議決定をしました。安倍首相は、この歴史から何ものをも学ぼうとしていません。

母親孝行

弁護士 渡辺 和恵

母の31回目の命日が近づいた。母が生きていたら100才を超える。大阪大空襲で母(祖母)を亡くした母は戦争は絶対アカンが信念で、私たち姉妹に日本国憲法の精神を自分の体験を通じて教えてくれた。「国益のためには血を流す覚悟をせよ」との安倍政権のかけ声を聞いたらあの世から戻ってくるかもしれない。暑い夏を憲法9条を守ろうの熱い怒りの声を上げることで乗り切るのが亡き母親に対する親孝行でもある。

生駒山めぐり

弁護士 坂田 宗彦

生駒山は野鳥の楽園です。ウグイスはとても元気がいいし、メジロやホオジロもいつでも目にします。昨年だったか、キジとカラスが並んで歩いていたのを見ましたし、ヤマドリが足下から飛び立ったのには驚きました。電車に乗って朝早く出かけ、だいたい歩行2時間で帰ってくる、そんな生駒山行きは年10回を越えます。出かけるのに気が乗らないときもありますが、山を下る頃には心身がすっかり軽くなっています。

日弁連理事会に行っています

弁護士 岩田 研二郎

大阪弁護士会の男女共同参画推進本部の本部長代行の2年の任期が終了。今年は、日本弁護士連合会の理事として毎月東京に通っています。安倍政権の翼賛勢力ばかりが大きくなる中で、憲法と平和を守る人権擁護団体である弁護士会の役割の大きさを痛感しています。日曜日には、相変わらずスポーツジムでエアロピクスとパワーヨガに取り組み、アンチエイジングをはかっています。録画した韓国ドラマを妻とみるのも日課となりました。

嘉手納爆音訴訟 これからが正念場

弁護士 横山 精一

2011年4月沖縄の嘉手納爆音差し止め訴訟が提起され、はや3年半が経とうとしています。この秋から証人尋問が始まり、その後、住民の原告本人尋問が続きます。私は、教育関係証人と具志川という地域を担当し、沖縄に通っています。先日の厚木基地訴訟では自衛隊機の夜間飛行が差し止められました。嘉手納でも、悲願である米軍機の夜間飛行差し止めを実現するため、がんばります。



交通事故と任意保険

弁護士 坂田 宗彦



人身事故で任意保険会社の提示する損害賠償の内訳の多くを占めるのが治療費、休業損害、慰謝料、後遺症に対する補償です。事故に対する双方の落ち度の割合も過失相殺として問題となります。その場合、治療費などは客観的に算定されますが、入院や後遺障害に対する慰謝料についての保険会社の当初の提示は、適正な基準よりも大幅に低いものである場合がほとんどで、弁護士がついて初めて裁判所基準に近づけるといえるダブルスタンダードをとっています。

最近、経験した事案では、ご本人に示された賠償額は極めて低くほとんど強制保険である自賠責保険の基準と変わらないものでした。この事案では、当初、ご本人に対する説明では過失相殺をしていない、つまり被害者には過失はないということでした。しかし弁護士受任後、詳細な説明を求めると一割ほどの過失相殺をしていると説明が変わりました。さらに、適正な基準である裁判所基準に基づいて損害賠償の請求をしますと、賠償額的大幅な増額はなされたものの三割ほどの過失相殺を主張するのです。被害者ご本人は、当初の保険会社の説明との相違にだまされていたと怒りを覚えています。特に人身事故の場合、この例ほどではなくても、保険会社の損害の査定は不当に低額であることがほとんどですので、弁護士にご相談いただくことをお勧めします。



B型肝炎訴訟とは

大阪弁護士事務所 井上 洋子 弁護士 古本 剛之、峯田 和子

昭和23年7月から昭和63年1月まで集団予防接種で注射器が使い回されたためにB型肝炎ウイルス感染が拡大したことについて、被害者が国に対して賠償請求をするものです。「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が2011年12月に成立し、支給の枠組みができあがっています。給付金を得るためには裁判手続を経ることが必要です。

ご自身やご家族が被害救済対象者にあてはまるかどうか右記窓口へご相談下さい。

相談窓口

全国B型肝炎訴訟・大阪弁護士

電話：06-6647-0300
(月～金曜日 午前10時～午後5時)

FAX：06-6647-0302

弁護士ホームページは「B型肝炎大阪弁護士」で検索して下さい。

〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1丁目9番21号
酒井家ビル3号館302号
全国B型肝炎訴訟・大阪弁護士事務所

相続



三二知識

【相続登記】

所有者が亡くなった後も不動産の相続登記をしないままにしておく、いざ不動産を相続しようとしたとき登記がスムーズにいかないことがあります。

除籍謄本や住民票は保存期間が過ぎると廃棄されてしまいます。そうなる前に登記申請に必要な書類が揃わないという事態になってしまいます。相続人の1人が亡くなっていると、その方の相続調査も必要になってしまいます。また、相続人の高齢化で成年後見人を選任する必要がでてくることもあります。相続登記はいつまでにしなければならないという決まりはありません。

しかし、相続登記をしておかなければ様々な問題が生じ、また、不動産を処分することもできませんので、お早めにされることをお勧めします。



【公正証書遺言】

公証人役場では、平成元年から、遺言検索システムを構築しています。例えば、亡くなった親が公正証書遺言をしたと聞いていたが他のきょうだいが見せてくれないような時、戸籍謄本等で相続人であることを証明すれば、どこの公証人役場でも亡くなった親が、いつ、どこの公証人役場で遺言したかを調べてくれます。

そして、公正証書を作成した公証人役場に行けば、写しをもらうことができます。



【預金の調査】

亡くなった方の預金があると思われる銀行の支店に戸籍謄本等を持っていき相続人であることを証明して請求すれば、取引履歴も開示されるようになりました。以前は弁護士会による照会に限られましたが、平成21年の最高裁判決により相続人が直接開示を求められるようになっています。なお、銀行によっては印鑑証明書の提出を求められることもありますので、事前に確認された方がいいですね。



事務所短信

■2014

- 1・6 仕事始め 峯田弁護士育児休業から復帰
- 2・7 友の会 新春のつどい
- 2・20～昼休み宣伝(特定秘密保護法反対・集団的自衛権反対等)
- 2・25 きづがわ塾「知っておきたい遺言の知識」
- 3・3 きづがわ塾課外授業「法廷傍聴」
- 5・1 大阪メーデー
- 5・13 きづがわ塾「災害時の避難や社会的孤立を防ぐための個人情報活用の活用！」
- 5・31 友の会 須磨ハイキング
- 6・2 受付篠原美香入所
- 6・7 出張きづがわ塾(住吉民主診療所)
- 6・14 事務所総会
- 6・28 出張きづがわ塾(加賀屋診療所)
- 7・5 出張きづがわ塾(西成民主診療所・こつまの里)
- 8・15 お盆休み



弁護士 宮本 亜紀

司法修習生の給費制問題を通じて知り合った二人です。小林保夫弁護士に、祝辞で集団的自衛権の危機についてお話しいただき、幸せな家庭生活を守るには、日本と世界の武力によらない平和をめざす日本国憲法を広げていく必要を改めて感じました。これからは二人で、多くの方々と共に！

Happy Wedding 結婚しました



事務局 山本 望

法律相談窓口いろいろ

事務所での相談

06-6633-7621

初回30分
相談無料
(予約制です)

平日相談

月曜日～金曜日
午後1時～5時

土曜日相談

毎週土曜日
午前10時～12時

夜間相談

毎週水曜日
午後6時～8時



高齢者・障がい者の方に関する相談

電話相談・出張相談

06-6633-7624 (専用ダイヤル)

受付時間：月～金 午前9時30～午後5時



どなたからでもお気軽にご相談下さい。



ご希望の方には
リーフレットをお送りします。